

令和2年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

- 1 令和2年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 2 実施計画区域は、盛岡市（玉山地域は除く）、滝沢市、雫石町を対象とする。

第2 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画については、表-1のとおりとする。

（表-1）し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

種 類	令和2年度処理計画
し 尿	27,849.5 kℓ
単独浄化槽汚泥	219.0 kℓ
合併浄化槽汚泥	11,461.0 kℓ
農業集落排水汚泥	3,102.5 kℓ
浄化槽汚泥等 小計	14,782.5 kℓ
合 計	42,632.0 kℓ

※浄化槽汚泥等とは、単独浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の総称

第3 処理主体

廃棄物の処理主体については、表-2のとおりとする。

（表-2）廃棄物の処理主体

種類	処理主体	
	収集運搬	処 理
し 尿	構成市町許可業者	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥等	構成市町許可業者	盛岡地区衛生処理組合

第4 処理計画

1 収集運搬計画

収集運搬計画については表-3のとおりとする。

（表-3）収集運搬計画

種類	収集運搬の方法	令和2年度収集運搬見込量
し 尿	許可業者が収集運搬する。	27,849.5 kℓ
浄化槽汚泥等	許可業者が収集運搬する。	14,782.5 kℓ

2 処理計画

(1) 中間処理施設

中間処理施設の概要については以下のとおり。

滝沢処理センター

- ・所在地 岩手県滝沢市大崎 94 番地 194
- ・処理能力 170kℓ/日 (し尿: 120 kℓ/日、浄化槽汚泥 50 kℓ/日)
 - ① 第一処理棟
 - ・処理能力 水処理: 100kℓ/日 (し尿: 70 kℓ/日、浄化槽汚泥 30 kℓ/日)
 - ・処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理
※高度処理については第一・第二処理棟の処理水全量を処理
 - ・供用開始 昭和 60 年 11 月
 - ② 第二処理棟
 - ・処理能力 水処理: 70 kℓ/日 (し尿: 50 kℓ/日、浄化槽汚泥 20 kℓ/日)
資源化: 170 kℓ/日
※第一処理棟、第二処理棟から発生する汚泥全量を資源化
 - ・処理方式 水処理: 膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理 (第一処理棟)
資源化: 油温減圧乾燥処理方式
 - ・供用開始 平成 17 年 11 月

(2) 中間処理計画

処理計画については、計画的な受入を行わなければならない。浄化槽汚泥については、施設の運転管理上、1日の受入量の30%を基本とし、計画的に受入を行うこととする。

(3) 資源化計画

余剰汚泥、し渣は汚泥再生処理センターにおいて油温減圧乾燥処理方式で肥料として資源化する。

資源化製品は地元還元することを基本とする。

(4) 最終処分計画

最終処分計画については表-4のとおりとする。沈砂物及び受入槽及び貯留槽清掃汚泥は、一般廃棄物処理の許可を受けている業者に委託し最終処分する。

(表-4) 最終処分計画

施設名	廃棄物の種類	収集運搬の方法	最終処分の場所と処理方法
滝沢処理センター	し尿、浄化槽汚泥沈砂物	一般廃棄物(汚泥等)収集運搬許可業者による運搬	一般廃棄物(汚泥等)処理許可業者による焼却処分
	受入槽、貯留槽清掃汚泥	一般廃棄物(汚泥等)収集運搬許可業者による運搬	一般廃棄物(汚泥等)処理許可業者による焼却処分